

社会福祉法人真光会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年9月1日 ～ 令和6年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職員の心身のリフレッシュ効果に期待するため年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和元年9月～ 現在の年次有給休暇取得の状況確認
- 令和2年1月～ 周知方法又は情報提供方法の検討
- 令和2年4月～ 計画的な取得に向けて制度内容の周知または情報提供

目標2：育児休業等の制度について、制度の内容及び手続き方法等を周知する。

<対策>

- 令和元年9月～ 現在の育児休業取得の状況確認
- 令和2年2月～ 周知方法又は情報提供方法の検討
- 令和2年度～ 制度の利用方法等について法人内の会議等にて周知開始